

令和 6 年 4 月 9 日

保護者の皆様へ

吹田市立山田第五小学校
校長 眞部 美保台風（暴風警報）・大雨特別警報における対応について

この対応は、「暴風警報」が発令された場合、又は「大雨特別警報」が出された場合に適用しますので、このプリントを保存して頂き、気象情報にご注意の上、対処をよろしくお願い致します。

- (1) 午前7時現在で吹田市または吹田市を含む北大阪に「暴風警報」・「大雨特別警報」が発令されている時は、児童の登校を見合わせ、自宅で待機させてください。
- (2) 午前9時現在で「暴風警報」・「大雨特別警報」が解除されていない場合は、臨時休業とします。
- (3) 午前9時までに「暴風警報」・「大雨特別警報」が解除された場合は、安全に気をつけてすみやかに登校させてください。
(その際は、給食があります。)
- (4) 児童が登校した後に「暴風警報」・「大雨特別警報」が発令された時は、集団下校を行うなど、児童の安全確保のための必要な措置をとりますので、早めに帰宅することもあります。

※「大雨警報・洪水警報」の時には、平常通り授業を行います。

この保存版は、平成25年8月30日、気象庁発表の「特別警報」が運用されたのをを受けて改訂しています。

地震が発生した場合の対応について

吹田市においては震度5弱以上の大規模地震が発生した場合、学校は地震対策要領に基づいて児童への対応は下記のようにしていきます。

発生時間帯	児童への対応
①登校前	学校は臨時休業日とします。
②登校途中	危険な場所を避けて、安全な場所へ避難させたあと、原則として速やかに登校させてください。
③登校時	安全な場所へ避難させ、保護します。安全確認の上、保護者に引き渡すまでは学校が責任を持ってあずかります。
④下校途中	危険な場所を避けて、安全な場所に避難させた後、原則として速やかに帰宅させてください。

震度5弱未満の地震の場合、原則として臨時休業とはしませんが、避難場所等は②、③、④に準じます。